

スポーツ大会等開催支援事業費補助金に係る質疑応答

No.	質問内容	回答
1	新型コロナの影響により中止となった事業も補助対象か。	補助対象となる。
2	申請期限（令和4年1月27日（木））は厳守か。	申請後のスケジュールを考慮し、厳守いただきたい。
3	領収書等の証憑書類は原本提出か。会計監査で原本が必要になる可能性がある。	原則として証憑書類は原本の提出が必要である。まずは会計監査における原本の必要性を確認いただきたい。
4	良い取組かと思うが、令和4年度においても同様の補助事業は予定されているか。	現時点では令和4年度には予定しておらず、令和3年度のみ補助事業と理解いただきたい。
5	高体連・中体連が主催の事業も対象になるのか。	対象にならない。協会加盟競技団体（高体連・中体連を除く）が主催・共催・主管する事業のみが対象となる。
6	申請期限の時間制限はあるか。	令和4年1月27日（木）17時まで協会へ申請いただきたい。
7	要領の様式欄は誤植か。	誤植である。修正後の資料は下記よりダウンロードいただきたい。（協会HP：～）
8	撮影機材となるビデオカメラの推奨はあるか。	推奨は無い。情報提供として、県広報課で備品整備している機材は下記のとおり。 メーカー：Canon 型番：ivis HF G40
9	ライブ配信ではなく、録画してYoutubeやSNSで配信する取組も補助対象か。また、その際の編集ソフトの購入は補助対象か。	競技活動を録画してオンライン配信する取組も補助対象とする。当該取組に係る編集ソフトの購入についても補助対象経費に含むものとする。
10	競技団体主催大会の開催にあたり、会場において追加的に新型コロナ対策を講じる必要があり、競技団体役員、関係者に対応を依頼し当該業務に係る日当を支給した。補助対象経費として申請して差し支えないか。	フィジカルディスタンス確保のための誘導等、感染症拡大防止策としての業務であること、役員報酬や常勤雇用者の給与に相当するものではないことを証憑をもって明らかにできるものであれば補助対象経費に該当するものとする。
11	ホームページを改修する場合、業者等の斡旋はあるか。また、どのように申請をすべきか。	斡旋はない。申請は他の申請と同様に証憑書類の提出が必要となるので、ホームページの保守管理を委託している場合は当該事業者と相談いただきたい。
12	ライブ配信は肖像権が問題になると聞いたがどうか。	肖像権に関する整理はチラシ裏面下部に記載しているので参照願いたい。
13	公道の誘導員について、学生等をアルバイトで雇い賃金を支払う場合の様式はあるか。	参考様式「非常勤職員報酬支給調書」は別添のとおり。なお、各競技団体の実情に合わせて修正し活用していただきたい。
14	支払いは2月中に終わるが、納品は5月ごろになる。対象となるか。	補助対象にならない。
15	ドローンを使用した中継を考えている。ドローンは対象となるか。	補助対象である。
16	全日本弓道連盟が主催するオンライン弓道大会がある。宮城県の会場で選手が参加するためにパソコンやWi-Fi環境を整えることには使用できるか。	補助事業者が共催又は主管する大会の場合、補助対象である。
17	大会に関わる講習会で、抗原検査キットを購入したいが可能か？（大会以外、強化練習会での購入は可能か？）	大会及び強化練習会に参加する選手・監督・関係者等に対して配布する場合は補助対象となる。なお、消耗品は在庫とすることなく、当該事業中で消費する数量のみ購入すること。
18	強化練習会での活動状況を撮影し、オンライン配信することは対象になるか？	補助対象である。
19	Youtubeでライブ配信する場合、パソコンではなくスマホやタブレット等のモバイル端末でも可能か。	可能であるが、モバイル端末でYoutubeライブ配信を行う場合、配信アカウントのチャンネル登録者数が1,000人以上であること等の要件があるので留意が必要。なお、要件詳細については、各自で確認願いたい。
20	大会で選手が使用する用具を貸出するのだが、コロナ対策として購入することは可能か。	競技用具の購入は補助対象外経費である。
21	wi-fiの送料は対象となるのか。	補助対象（通信運搬費）である。
22	上限が50万かと思うが、予算が50万を超えてしまう。その際は、どのように計上したらいいのか。	予算が補助上限額を超える場合においても、超えない場合と同様に補助対象経費として別紙3-1及び別紙3-2へ品目等の内訳を記載いただきたい。
23	業者に会場内の消毒業務を委託したがその費用は対象となるか。	補助対象外経費である
24	全国大会や東北大会を主管として開催した。領収書名は日本連盟や東北連盟の宛名であるが補助対象になるか。	原則として他団体名義の領収書は支出等の証憑書類として認められない。

スポーツ大会等開催支援事業費補助金に係る質疑応答

No.	質問内容	回答
25	Wi-Fi レンタルの支払いがクレジットカード払いのみである。支払い方法として対象となるか。	<p>クレジットカード利用時は、下記の書類を提出する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振込み・引き落としが確認できる通帳の写し</li> <li>・クレジットカードの利用明細又は支払いを行ったことが分かる書類</li> <li>・領収書またはクレジットカードの利用時に発行されるお客様売上票</li> <li>・（個人名義のクレジットカードで立替払した場合）立替払した個人から補助事業者への償還請求及び支出が確認できる書類</li> </ul> <p>なお、令和4年2月28日までに利用分の精算が完了している場合に限る。</p>
26	大会開催を予定していたが、コロナ禍で大会を中止した。既に購入してしまった分は返金する必要があるのか。またレンタル等のキャンセル料の取り扱いはどするのか。（計上科目など）	<p>新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず中止となった大会等においては、既に支出済の補助対象経費のみ計上可能である。</p> <p>なお、中止に伴うキャンセル料については補助対象経費の該当科目に計上していただきたい。</p>
27	選手等へソーシャルディスタンスや感染防止対策を啓発するための事務用品（ポップスタンド）は補助対象になるか。	補助対象である。
28	ネット購入する際、競技団体名で購入することが出来ない場合、個人名の請求書・領収証でも対応可能か。	<p>個人が立替払（個人名義での見積書、契約書、請求書、領収書等）した場合、下記書類の提出が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立替払した個人から補助事業者への償還請求及び支出が確認できる書類</li> </ul>
29	既に終了している事業でコロナ対策消耗品（マスク・フェイスシールド等）を申請したいと考えているが、請求書・領収証名が「実行委員会名」となっている。対象経費で申請することは可能か。（主催は、宮城陸協）	原則として他団体名義の領収書は支出等の証憑書類として認められない。
30	ドローンの購入し、大会での撮影を検討している。ドローン使用に伴う保険料は対象になるか。対象になる場合、どの科目で計上したらよいか。業者委託を頼んでいるが、委託費に保険料も含めて計上していいか。	補助対象外経費である。